



VOL.40

トクちゃん新聞

4月号

大変お手数ですが、アンケートにご協力をお願いします！



平成22年4月7日 徳野会計事務所

〒530-0041 大阪市北区天神橋2-3-8 MF南森町ビル3階

TEL:06-6809-2205 FAX:06-6809-2206 URL: http://www.ft-tax.com/ mail:info@ft-tax.com



●竜馬がゆく

今年はNHK大河ドラマを見ています。3歳の娘が、福山君が出ているCMを見ますと、「あ！りょうま！」と叫ぶほど家族4人で毎回しっかり見えています。司馬遼太郎の「竜馬がゆく」を年明けから読み始め、先日全8巻読み終えました。本の中の龍馬は、賢く・大胆で・話が上手で・商売のセンスがあり・かわいらしく・不潔？で、女性にもすごくモテる、ようでした。何より、視点が高い位置にあって、土佐や長州や薩摩や、上士や下士や農民や商人なんてことはどうでもよいと思ひ、世界の中の日本を意識していたそうです。龍馬が今の時代に生きていたら、いい経営者になっていることでしょうね。

常に「龍馬ならどうする」と考え、それを参考にしている、という龍馬に心酔している人の話をお聞きしたことがあります。坂本龍馬がどんな人かよく知らなかった私は、「へ～そうなんですか」と何の関心も持たなかったのですが、「龍馬がゆく」を読んでみますと、「なるほどそういう視点も面白い」と思えるようになりました。



当時の龍馬は、「いずれ徳川の時代は終わる」と見ていましたが、ほとんどの人は、300年続いた徳川の時代が終わるわけがない、とまったく疑っていませんでした。ひょっとして、同じようなことが自分の周りでも起こりつつあったりしないだろうか・・・なんてことを考えました・・・が、よくわかりませんでした。戦後生まれの私にとっては「平和」「安全な日本」「日米関係」なんていうところでしょうか。

今の時代に龍馬が生きていたら何を考え何をすることでしょうね・・・？

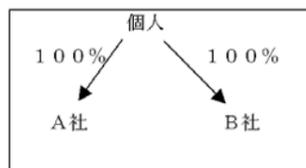
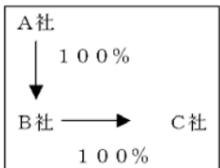
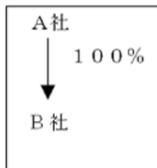
◆税務情報

グループ法人税制の概要

担当: 伊藤

前回、記事にしました22年税制大綱の内、今年の税制改正の目玉であるグループ法人税制とは次のようなものです。

- ・100%支配関係のグループ法人について強制的に適用されます。
- ・次の関係においてA社、B社、C社はそれぞれグループ法人税制が適用となります。



- ・グループ間の一定の高額資産の譲渡損益が税金の計算上、無視されます。(平成22年10月1日より適用)
- ・グループ間の配当金が税金の計算上、無視されます。(平成22年4月1日以後開始事業年度より適用)
- ・グループ間の寄付金について、税金の計算上、支払側は費用とならず、受領側は利益となりません。(平成22年10月1日より適用)

◆コストの算出方法について

担当: 杉山

どの業種でも常に役員、社員それぞれの時間当たりの労務費を計算して各人が認識しておくことは大事です。各社でよくされている会議のコストは普段なかなか意識されていません。一度自社での会議のコストを試算されてみては如何でしょうか？想像以上にかかっているのに驚かれるはず。メーカーにとって製造コストの把握は重要ですが、その製造コストの算出方法には以下の2方法があります。

総合原価計算:

同じ仕様で大量に生産される製品の原価測定に用いられる手法です。複数の製品の原価をまとめて把握し、集計した総原価を製造個数で割ることで、比較的簡単に手間を掛けずに、製品1個当たりの原価を導き出すことができます。

個別原価計算:

一つ一つの設計が異なる製品には、製品ごとに原価を算出する手法です。1日に何十種類、何百種類の製品の注文をこなす場合、注文ごとに労務費や経費を計算するのは困難ですし、時間がかかってしまいます。そこで、ある数字を把握すれば、労務費や経費を簡単に導き出せる手法があります。その数字とは「機械の占有時間」です。下部に簡単な計算式を掲載していますので参考にしてください。製造業だけでなく他業種、色んなケースに活用出来ると思います。

【例】注文を受け、その製品の作業準備に12分、機械の運転に3分合計15分 かかったとした場合、
 機械の占有時間(=作業者の拘束時間)は15分となります
 作業者:1時間当たりの労務費 1,000円 機械:1時間当たりの経費 500円 とすると、
 労務費=15分 ÷ 60分 × 1,000円 =250円 製造経費 =15分 ÷ 60分 × 500円 =125円
 合計 375円が、この注文にかかる「真のコスト」となります

◆税務スケジュール(4月)

4月12日(月)

- ・3月分 源泉所得税の納付
- ・3月分 住民税の納付(特別徴収)

4月30日(金)

- ・2月決算法人 確定申告
- ・8月決算法人 中間(予定)申告
- ・3月分社会保険料
- ・固定資産税 第1期分

所得税及び個人の消費税
振替日
(振替納税利用の場合)
所得税 4月22日(木)
消費税 4月27日(火)

担当: 岡村

◆労働基準法の改正について

担当: 岡村

労働基準法の改正法が平成22年4月1日より施行されました。大まかな変更点を以下に挙げますので、就業規則の見直しが必要な部分について、また給与ソフトについてもご注意ください。

- 1ヶ月に60時間を超える時間外労働を行う場合
1ヶ月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が25%から50%に引き上げられます。ただし、中小企業については、施行から3年経過後までの間は引き上げは猶予されます。
- 上記①の25%から50%に引き上げられた25%部分の支払に代えて有給休暇を付与することが出来ます。有給休暇を付与した場合でも、現行の25%部分については支払が必要です。有給休暇の取得をしなかった場合は、50%の割増賃金の支払が必要です。
- 割増賃金引上げなどの努力義務が課せられます。月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を定め、この場合の割増率は法定割増賃金率の25%を超える率とするように努める。また月45時間を超える時間外労働を出来る限り短くするように努める。
- 年次有給休暇を1年の5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。



②③④については、労使協定の締結、または時間外労働協定の締結が必要となりますのでご注意ください。

★詳しくは厚生労働省HPへ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>

◆よい経営者の要素って・・・

担当: 徳野

おかげさまで、たくさんの経営者の方々とお会いさせていただいています。利益が出ている会社・出ていない会社、元気な会社・元気がない会社・・・いろいろな会社がありますが、中小企業においては、経営者の力によるところが大きいです。よい経営者の要素って、なんでしょう？思いつくまま書いてみますと・・・

- ・時代の先を読む
- ・自分の意見・考えがある。
- ・営業力がある。売上を作る
- ・商品開発力がある。売れる商品を用意する
- ・数字に強い
- ・交渉力がある
- ・こだわりがある
- ・一方であっさりしているところもある。
- ・慎重である
- ・一方で大胆でもある。
- ・人に仕事を任せるのがうまい
- ・ほめるのが上手
- ・会社で起きたことの最終責任は、自分にある、という覚悟がある。
- ・勉強熱心である
- ・明るい
- ・素直な性格で人の意見を聞く耳を持っている
- ・人の意見は参考にするものの自分の考えをしっかりと持っている。
- ・社員を大事にしている。社員から経営者に対する愚痴が出てこない
- ・でも、社員に甘いわけではない。
- ・過去は過去。大事な今は今。という切替が出来る
- ・全体の中での自社・自分、という視点が持っている。



以上はあくまでも私見です。並べて見ますとバランスが大事なように思います。みなさんの理想の経営者はどんな人ですか？またお聞かせください！

◆スタッフより

担当: 杉山

日帰りバス旅行
 3月27日(土)今回は和歌山方面へ行ってきました。早朝7時新大阪駅スタート。朝が早かったので少々寝不足です。それでも久しぶりの快晴で(これも日頃の行いが良いせいでしょうか?)絶好の行楽日和です。3月末なのに少し肌寒かったですが、、、コースはいちご狩り食べ放題(最高100個食べた女性がいるそうですが10個程度が限界ですね)⇒地酒の試飲(有料で飲んだ大吟醸は美味しかったです)⇒黒潮市場(海産物の買い物、海鮮丼等海の幸の食事(食事は個人で自由に取りました))⇒話題の猫の「たま」でお馴染みの和歌山電鉄のいちご電車に乗車⇒花見(まだ五分咲きでしたので少し残念でした)⇒桃の郷(満開でピンクの花がとても綺麗でした)と春満喫の行程でした。今回は二男も参加してくれてとても良かったです。彼は大好きな海鮮丼が食べられて満足そうでした。こうした家族の嬉しそうな顔を見るととても癒されますね。さあ次の企画を考えていかなくては、、、



◆税務クイズ 「笑わば笑え」

担当: 赤松

・・・扶養控除もれてませんか？

確定申告が終わりました。「来年のことを言うのが笑う」と言いますが、笑って頂き結構です。税に対する対策は早いことしたことはありません。それに、5年さかのぼって申告できるケースもあります。



1. 死亡した妻の母は扶養親族になりえる？
2. 離婚後養育費を送金している子は生計を一にしていると言える？
3. 離婚し、引き取って扶養している元夫の戸籍の子は扶養親族となりえる？

1. ○「扶養親族」になりえるのは、民法に規定する親族(6親等以内の血族及び3親等以内の姻族)です。死別※の場合、生存している配偶者が姻族関係を終了させる「死別後姻族終了届」を市区町村に提出しない限り、姻族関係は継続されるため、届出をしなければ妻の母は1親等の姻族となり、「生計を一にする」など他の要件を満たせば扶養親族になりえます。※離婚は別
2. ○「生計を一にする」とは、同居が絶対要件ではなく、別居でも常に生活費等の送金が行われている場合であれば該当しますので、養育費を送金している場合は「生計を一にしている」と言えます。※元夫と元妻両者該当であっても、いずれか一方にしか扶養控除は認められませんので、どうぞお話し合いを。
3. ○民法上の親子は戸籍上の異動と関係なく継続するため、戸籍が別であっても「生計を一にする」などの他の要件を満たせば扶養親族になりえます。